

5. 雨水流出抑制施設等に関する基準

- (1) 宅地開発区域外の流末施設が整備されていない地域で、開発区域の面積が1 ha 以上の場合、原則調整池またはその他雨水流出抑制施設（以下「調整池等」という。）を設けること。ただし、流末施設を整備した場合はこの限りでない。
- (2) 開発区域の面積が1 ha 以上でかつ放流先が水路の場合は、原則調整池等を設けること。
- (3) 調整池等の設置、構造及び維持管理については、大阪府の定める「調整池等流出抑制施設技術基準(案)」に基づくこと。
- (4) 調整池等の所有権（施設及び敷地）は、原則として市に無償で帰属すること。
- (5) 調整池等は公道または幅員4 m以上の通路に接していること。
- (6) 調整池等は開発区域内に設置し、できる限り住宅と隣接しないように検討すること。
- (7) 調整池等の構造物と隣接地との空間は1 m以上離すこと。
- (8) 調整池等の周囲には安全対策のために、高さ1.8m以上の防護柵と門扉（メッシュフェンス以上の規格）を設置すること。また、進入を防止する旨の啓発看板を設置すること。
- (9) オリフィスの前面には閉塞防止のために、スクリーンを設置すること。
- (10) 調整池等の堰堤高は、原則として5 m以内とする。
- (11) 調整池等の維持管理のために、進入路等を設置し、コンクリート等で舗装すること。

6. 公園・緑地及び緑化等に関する基準

- (1) 公園の整備に当たっては、要綱の規定に基づき、本基準により行うほか、次に掲げるものも参考とすること。
 - (ア) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版、別編を含む)。(国土交通省)
 - (イ) 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024（一般社団法人日本公園施設業協会）
 - (ウ) 都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）
- (2) 公園施設の例を次のとおり掲げる。

（設置施設例）遊具（複合遊具、すべり台、ブランコ、鉄棒、ロッキング遊具など）、砂場、ベンチ、四阿、^{あずまや}縁台、園名石、車止め、フェンス、柵、舗装、

散水栓（^{かんすいそうち}灌水装置）、手洗、照明灯、植栽、時計 等

- (3) 公園の境界点には、市と協議の上、境界プレートその他境界点であることがわかる物を公共用地側に設置しなければならない。
- (4) 公園に擁壁を設置する場合は、「1. 造成に関する基準」を満足すること。また、見え高 1 m 以下の擁壁についても、現場打ちコンクリート擁壁等安全性が確認できるものとする。
- (5) 障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律施行令第 3 条に規定される特定公園施設の設置に当たっては、次表の基準に基づき整備しなければならない。

バリアフリー基準

1. 出入口	①	幅は 120cm 以上を確保すること (地形の状況等によりやむを得ない場合は 90cm 以上)
	②	車止めを設ける場合、車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90cm 以上を確保すること
	③	出入口から 150cm 以上の水平面を確保すること (地形の状況等によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
	④	段は設けないこと
	⑤	地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合、傾斜路等を併設すること
2. 通路	①	幅は 180cm 以上を確保すること (地形の状況等によりやむを得ない場合は、通路の末端及び 50m ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、120cm 以上)
	②	段は設けないこと
	③	地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合、傾斜路等を併設すること
	④	縦断こう配は 5% 以下とすること (地形の状況等によりやむを得ない場合は 8% 以下)
	⑤	横断こう配は 1% 以下とすること (地形の状況等によりやむを得ない場合は 2% 以下)
	⑥	路面は、滑りにくい仕上げとすること

	⑦	通路を横断する排水溝の蓋はつえ、車いすのキャスター等が落ちない構造のものとする
	⑧	階段の上端及び下端に近接する通路の部分に、視覚障がい者用誘導ブロックを設けること
3.階段	①	両側に手すりを設けること (地形の状況等によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
	②	手すりの端部の付近に階段へ通ずる場所を示す点字をはり付けること
	③	回り段は設けないこと (地形の状況等によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
	④	踏面は、滑りにくい仕上げとすること
	⑤	段はつまずきにくいものとする
	⑥	両側に立ち上がり部を設けること(側面が壁面である場合を除く。)
4.傾斜路	①	階段を設ける場合は、傾斜路等を併設すること
	②	幅は 120cm 以上を確保すること(階段又は段に併設する場合は 90cm 以上)
	③	縦断こう配は 8%以下とすること
	④	横断こう配は設けないこと
	⑤	路面は、滑りにくい仕上げとすること
	⑥	高さが 75cm ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること
	⑦	両側に手すりを設けること (地形の状況等によりやむを得ない場合はこの限りでない。)
	⑧	両側に立ち上がり部を設けること(側面が壁面である場合を除く。)
5.転落防止	①	転落するおそれのある場所には、転落防止の柵等を設けること
6.水飲場	①	高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること
7.標識	①	1,000 m ² 以上の公園において、公園施設の配置を表示した標識を 1 以上設けるものとする
	②	園路及び出入口の付近に標識は設けること
	③	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること
	④	標識の前の床面には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること

- (6) 宅地開発区域の面積が 3, 0 0 0 平方メートル未満の戸建住宅については、事業者は敷地内の緑化空地の確保に努めなければならない。
- (7) 宅地開発区域の面積が 3, 0 0 0 平方メートル未満の共同住宅及び長屋住宅のうち、単身者用住宅については建築物の敷地面積の 1 0 パーセント以上の緑化空地を、単身者用住宅以外については建築物の敷地面積の 1 5 パーセント以上の緑化空地を確保すること。この場合の緑被面積の算定は、以下の各号の基準に基づくものとする。

緑被基準

1. 緑被面積算定時の注意点

- (1) 原則として、緑化空地の確保は地上部にて行うこととする。ただし、特別の理由により地上部での確保が困難な場合については、協議の上、屋上部・壁面部への緑化をもって代えることができるものとする。
- (2) 緑被面積の算定については、高木、中木、低木及び芝その他の地被類の緑被面積の合計とする。
- (3) 必要緑被面積の 1 / 2 以上は樹木とする。
- (4) 算出した高木、中木、低木及び芝その他の地被類の緑被面積の内、重なっている部分の緑被面積については、重複して計上することができないものとする。ただし、高木及び中木を低木と組み合わせて植栽する場合は、次項に定める算定方法において、高木及び中木を低木として扱い、計上することができる。
- (5) 緑被面積において、プランター等移動可能な構造物によるものは含まないものとする。
- (6) 複数の植栽基盤がある場合は、植栽基盤毎に緑被面積を算出する。

2. 地上部における樹木植栽による緑被面積（以下この項において「樹木による緑被面積」という。）は、次のとおりとする。

(1) 中高木植栽の場合、下記の表を参照のこと。

樹 高	半 径	緑被面積
1m以上 2.5m未満	1.1m	3.8 m ²
2.5m以上 4m未満	1.6m	8.0 m ²
4m以上	2.1m	13.8 m ²

緑化計画図に上表の半径に基づき図示すること。

* 既存樹を算入する場合は、枝張りの水平投影面積を樹木による緑被面積とし、上表の緑被面積と比較し、大きい方を採用できるものとする。

* 樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合でも、植栽基盤外の樹冠の水平投影面積を樹木による緑被面積に算入することができる。ただし、水平投影面積を敷地面積内で計画すること。

(2) 低木(樹高 1.0m 未満の樹木をいう。以下同じ。)を植栽する場合は、当該植栽面積を樹木による緑被面積とみなし、1 m²当たり 4 本以上を計画し、適切に配置すること。

(3) 生け垣の樹木による緑被面積は、水平投影面積とする。

3. 地上部における芝その他の地被類の植栽による緑被面積（以下この項において「芝等による緑被面積」という。）は、次のとおりとする。

(1) 芝等による緑被面積は、当該植栽面積とする。

(2) 駐車場用緑化ブロックによる駐車場所への植栽に限り、保護材の面積も含めた水平投影面積を芝等による緑被面積とすることができる。ただし、保護材の面積の占める割合が緑化する面積の 2/3 を超える場合や、その他の適切な駐車場緑化でないと認められる場合は、実緑化面積とする。

4. 屋上緑化の緑被面積は、前 2 項における地上部の緑被面積の算定方法に準じる。
ただし、住戸を有する建築物への植栽に限る。

5. 壁面緑化の緑被面積は、垂直投影面積とする。ただし、住戸を有する建築物への植栽に限る。

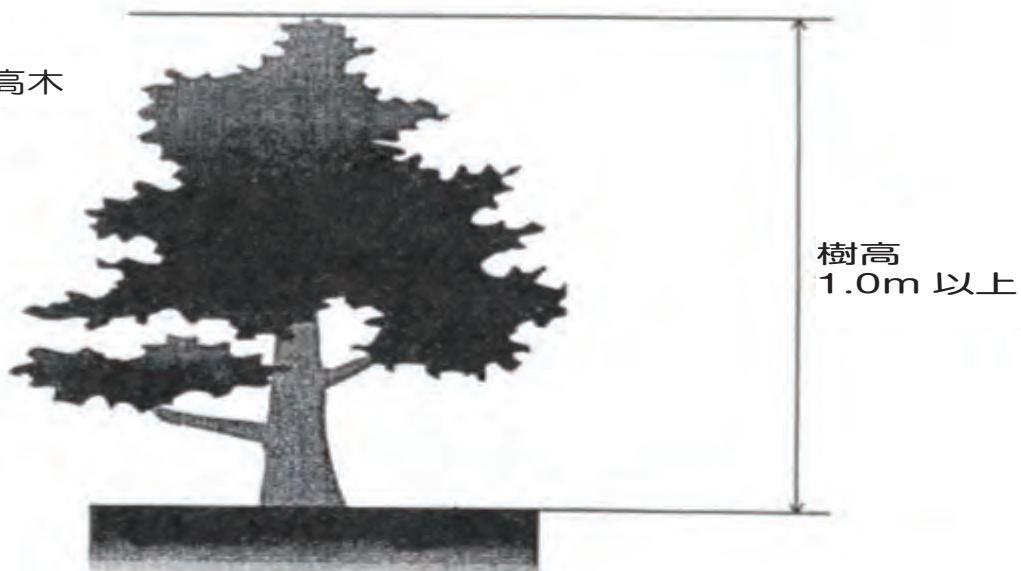
参考資料

【緑被面積一覧表】

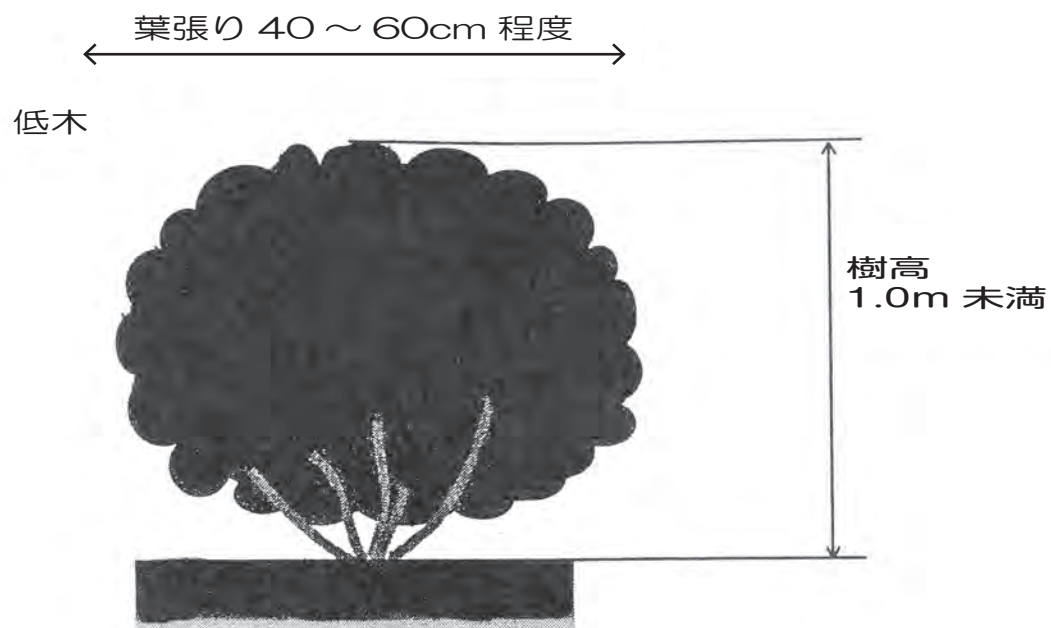
緑化の種類		半径	緑被面積	備考
中 木 ・ 高 木	4m以上の樹木	2.1m	13.8 m ²	
	2.5m以上 4m未満の樹木	1.6m	8.0 m ²	
	1m以上 2.5m未満の樹木	1.1m	3.8 m ²	
低 木	1m未満の樹木	—	植栽面積	4本/m ² 以上
	生け垣	—	水平投影面積	
	地被類(芝を含む)	—	植栽面積	
	緑化ブロック (駐車場所に限る)	—	水平投影面積	緑化ブロックの面積が 2/3 を 超える場合は実緑化面積
	屋上緑化	—	地上部に準ずる	
	壁面緑化	—	垂直投影面積	

【緑被基準 1 (1)】

中高木



【緑被基準 1 (2)】



【緑被基準 2】

